

償却資産申告書の記載例

◎ 記載上の留意事項

住所、氏名、取得額、所在地等は、昨年までの申告に基づいて印字しております。
印字された内容に誤り、変更などがある場合、二重線で抹消し、正しい内容を記載してください。

《 氏 名 》
印字されている所有者が、変更となった場合二重線で抹消し、新所有者名を記載してください。氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)を記載してください。押印は不要です。

《 日 付 》
申告書の提出日を記載してください。

《 住所又は納税通知書送付先 》
印字されている内容に変更があった場合二重線で抹消し、新住所及び電話番号を記載してください。

《事業種目》
事業の種目を具体的に記載してください。
(例えば、製造業だけでなく水産食料品加工業等)
また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

本町の申告書を使用しない場合は、欄外に、本町申告書に印字してあります「所有者コード」を記入してください。

《事業開始年月》
個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。

《この申告に回答する者の係及び氏名》
この申告について回答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

《税理士等の氏名》
経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

該当する方を○で囲んでください。

《市(区)町村内における事業所等資産の所在地》
事業所等資産の所在地を記載してください。
所在地が住所と同一の場合には、記載する必要はありません。

《 借用資産 (有・無) 》
借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。

《事業所用家屋の所有区分》
事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

《 備考 》
※令和7年中に資産の増減があった場合
申告書の備考欄の「1 増減あり」に○をつける。
※令和7年中に資産の増減がなかった場合
申告書の備考欄の「2 増減なし」に○をつける。
※令和7年中に廃業された場合または南知多町での事業をやめた場合
申告書の備考欄の「3 廃業」に○をつけ、廃業された年月を「〇年〇月」と記入してください。
※令和7年中に所有者の変更があった場合
申告書の備考欄の「4 所有者変更」に○をつけ、旧所有者名を「旧所有者〇〇〇〇」と記入してください。
※令和7年中に資産が全てなくなるが、事業を継続される場合は、「資産なし」と記入してください。
※添付書類がある場合
添付資料の名称を記載してください。
例 特定施設設置・変更届出書及び受理書の写し

令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		所有者コード	
12345678			
受付印	愛知県知多郡南知多町 石黒和彦様	3 個人番号又は法人番号	※提出用には個人番号又は法人番号を記入してください。(控え用は記入不要です。)
1 住所	〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18番地 電話 (0569-65-0711)	4 事業種目	底引き網漁
2 氏名	株式会社 南知多 代表取締役 南知多 太郎 (屋号)	5 事業開始年月	平成25年4月
6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理係 南知多 一郎 電話 (0569-65-0711)	7 税理士等の氏名	南知多 次郎 電話 (0569-65-0712)
8 短縮耐用年数の承認	有	9 増加償却の届出	有
10 非課税該当資産	有	11 課税標準の特例	無
12 特別償却又は圧縮記載	有	13 税務会計上の償却方法	定額法・定額法
14 青色申告	無		
資産の種類	取得価額	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① ② ③ ④
1 構築物	605.150	16 借用資産	貸主の名称等
2 機械及び装置	586,360	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家
3 船舶	33,500,000	18 備考(添付書類等)	
4 航空機			
5 車両及び運搬具	1,200,000		
6 工具、器具及び備品	525,000		
7 合計	34,086,360		
資産の種類	※評価額(ホ)	※決定価格(ハ)	※課税標準額(ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

前年取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
令和7年1月1日前に取得したもの(申告済の資産を印字してあります。)	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少したもの(例えば、廃止、除去、他市町村へ転出した資産)	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加したもの(例えば、購入したもの、自己の製造にかかると、他市町村から転入した資産)	種類別明細書の加除修正した後の取得価額と同じ額になります。
(注) 上記(ロ)(ハ)には、種類別明細書に記入した前年中に減少又は増加した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。			